

第104回あるべき税制委員会、第121回国際課税委員会合同会議議事録（文責森信）

令和元年11月29日、土居先生から「老後の資産形成と税制」、野村證券の坂本さんから「証券税制について」、森信から「金融所得の把握について」をそれぞれ話し、議論しました。資料は別添です。

話の概要は以下の通り。

（土居先生）

金融審の報告書は、表現が適切ではなかった。財政検証で、100年安心はそれなりに確認できたが、所得代替率50%の意味を考える必要がある。今後は、公的年金のみで暮らす人への対応と、老後に向けて資金を投資に向ける層への対応とわけて2本立てで考える必要がある。今の年金は、かならずしも保険原理に基づくものではなく、自らの老後に積み立てるものも包含する広い概念になっている。わが国の年金制度の改善点としては、一時払いの横行を防ぐことが必要。それは税制が中立的になっていないことも大きな要因。また、私的年金制度・非課税貯蓄制度が複雑に働き方に応じて異なるなど林立している。これをわかりやすくすること、具体的には、拠出枠をマイナンバーで名寄せしつつ統一していくことが諸外国の例から得た提言だ。

（坂本さん）

現在党税調で、一般NISA, つみたてNISA, ジュニアNISAの改革に向けて議論が進んでいる。一班NISAが「ばくち」だという政治家がいるがそれは間違っている。また口座開設年齢を見ると、最近では若い世代が増えている。29年度大綱の検討項目に書いてあった「複数の制度の一本化を検討」という記述を尊重すべきではないか。

（森信）

金融所得のうち、特定口座にある配当や株式譲渡益については、マイナポータルで名寄せが可能だ。したがって、金融所得100万円以上の人に追加課税という方法は、不可能ではない。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。